



ー 4月の税務ー

●4月10日

- 1 3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

●4月15日

- 2 給与支払報告に係る給与所得者異動届出
4月1日現在で給与の支払を受けなくなった者があ
るときは4月15日までに関係の市町村長に要届出

●4月30日

- 3 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告
- 4 2月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消
費税・法人事業税(・法人事業所税)・法人住民税〉
- 5 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間
短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定
申告〈消費税・地方消費税〉
- 7 8月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消
費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)

- 8 消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決
算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
- 9 消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法
人を除く法人の1月ごとの中間申告(12月決算法人は
2か月分)〈消費税・地方消費税〉

●4月中において市町村の条例で定める日

- 10 軽自動車税(種別割)の納付
賦課期日・・・4月1日
- 11 固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付

●4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいず れか遅い日以後の日までの期間

- 12 固定資産課税台帳の縦覧期間

●市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日か ら納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日まで の期間等

- 13 固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出

【所長コラム】毎年のごとくですが、確定申告が終
ると桜と共に春がやって来ます。

先日、第2回医療経営セミナーを実施しました。
テーマは2026年度の診療報酬改定と診療所に
求められる対応策として、Xテック・サポート・システム
代表の細谷邦夫先生をお招きして幅広く
解説して頂きました。細谷先生は総括として、
物価、人件費対応の部分はアス改訂もあつたが、
全体としては増収減益の傾向になるとしても、
長期的視点で人材に投資する重要性を説かれました。
これは医療業界に限らず大切な考えだと思います。
3連休に実施しましたが盛況でした。次回は5月に実施
予定です。頑張ってください。(中嶋)



YouTube



Facebook



Instagram



編集発行人 所長 税理士 中島 由雅

副所長 税理士 柴田 健次

副所長 税理士 平田 保

副所長 税理士 中村 和夫

副所長 税理士 小嶋 正幸

副所長 税理士 工藤 重孝

副所長 税理士 武藤 賢一

副所長 税理士 伊藤 政則

副所長 税理士 篠原 恒夫

副所長 税理士 平澤 悟

副所長 税理士 高山 慶一

副所長 医療担当 加藤 登

副所長 医療担当 岡 伸夫

副所長 金融担当 穂積 一秀

副所長 金融担当 小澤 善昭

副所長 金融担当 片平 啓二

副所長 金融担当 岩切 陽一郎

副所長 中小企業診断士 平林 領

顧問 公認会計士 古屋 卓己

顧問 税理士 三浦 賢二

顧問 金融担当 斎藤 健

顧問 医療担当 清水 大輔

顧問 農学博士 中島 宏